

糸島市補助金設計書

所管課 商工観光課

| | |
|-------|---------------------------------|
| 補助金名称 | 地域おこし協力隊起業支援補助金 |
| 区分 | ②奨励・支援的事業補助 |
| 該当例規等 | 観光業の振興に係る糸島市地域おこし協力隊起業支援補助金交付要綱 |

【長期総合計画体系】

基本目標5_ブランド糸島で活気あふれるまちづくり

政策3_観光の成長産業化

施策①_地域資源を生かした観光の振興

1 補助の目的

観光業の振興に係る糸島市地域おこし協力隊員の起業を支援することにより、退任後の隊員の本市への定住を促すとともに、3年間の任期期間中に培った知識・経験・人脈等を活用した更なる糸島ブランドの拡散並びに地域の活性化を目的とするもの。

2 成果指標

指標① 本市での定住・起業による営業収益(百万円/年)

目標値① 2,000 (単位) 千円

3 補助対象事業・補助対象者

【補助対象事業】

隊員の起業(新たに事業を起こすこと又は既にある事業を継承することをいう。)活動

【補助対象者】

観光業の振興に係る糸島市地域おこし協力隊員(在任又は退任後の1年度以内)

4 補助対象(外)経費

【補助対象経費】

補助対象経費

「設備費、備品費又は土地もしくは建物の賃借費」「法人登記に要する経費」「知的財産登録に要する経費」「マーケティングに要する経費」「技術指導受入に要する経費」「その他市長が特に必要と認める経費」

5 補助率・補助限度額、積算根拠

【補助率】 100 % 又は 分の

【補助限度額】 1,000,000 円

【積算根拠ほか】

国の財政措置(一人当たり100万円を限度額とする交付税措置)に基づくものである。隊員が退任後、引き続き当該市に定住し、地域活性化のため、在任期間中のスキルを活用した新たな事業等の起業を支援しようとする国の制度を活用するものであり、補助限度額は、国の財政措置限度額としており、補助率100%である。

6 補助期間(期間終了後の継続及び終了の判断は、必要性や成果等の検証により行う)

令和 3 年度 まで